

「ケアプランセンター 紺」 運営規程 居宅介護支援

(事業の目的)

第1条 医療法人 東海が開設する「ケアプランセンター 紺」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 当事業所は、居宅支援事業所サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアプランセンター 紺
- ② 所在地 東海市加木屋町西御嶽40番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人(主任介護支援専門員) 常勤兼務 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 2人 常勤専従 1人 常勤兼務 1人
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
介護支援専門員一人あたりの担当利用者数は35名とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用

料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
 - ② 使用する課題分析票の種類 MDS
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
 - ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越える地点から指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- ① 通常サービス実施地域を超えた地点から、片道3km未満の場合 300円
 - ② 通常サービス実施地域を超えた地点から、片道3km以上の場合 1kmあたり100円加算
- 3 第二項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東海市、知多市、大府市、東浦町の区域とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第8条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症予防に関する取り組み)

- 第9条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - 3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - 4 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

- 第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 3 事業所における虐待の防止の為の指針を整備すること。
 - 4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的年1回以上実施すること。
 - 5 虐待事例発生時には、介護支援専門員は高齢者相談支援センター及び所轄市町村高齢者福祉

相談窓口等に遅滞なく報告し、指示を仰ぎ、早期解決に努めること。

- 6 前五号の項目を適切に実施する為の担当者を置くこと。なお、当事業所では管理者がその任にあたるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 東海と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年11月15日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。